正確で迅速な交通実務のための法令集!!

令和6年版 三段対照式 交通実務六法

より使いやすく、登載件名を厳選！
令和5年7月1日施行の道路交通法改正にいち早く対応！

◆交通警察実務研究会　編集◆

●A5判　●2,080頁
●定価4,180円（本体3,800円+税10%）
ISBN978-4-8090-1465-9　C3032　¥3800E

内容現在日 令和5年6月15日

2色刷

実務で使いやすい三段対照式

▶「三段対照式」とは？◀
道交法の各条文に対応した同施行令、施行規則等を同一ページに登載し、関連が一目で分かる方式

令和5年7月1日施行の改正道路交通法、同施行令、同施行規則を完全補正！

総目次、法令名索引に加え、詳細な「道路交通法事項索引」を登載！

「道路標識等一覧表」を折込みで登載するなど、役立つ資料を幅広く収録！

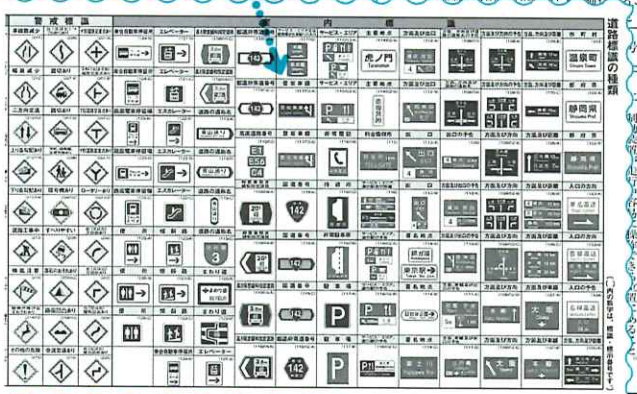

条文ごとに罰則、反則金、違反点数を色刷り登載

詳しい内容は、こちらまで！
東京法令　検索
https://www.tokyo-horei.co.jp/

東京法令出版

申込書

令和6年版 三段対照式 交通実務六法
定価4,180円（本体3,800円+税10%）（コード132）

申込 部
（送料はサービス）

貸社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。　令和　年　月　日

（フリガナ）
お取扱者（自署）　（TEL　－　－　）

〒
お届け先
（ご勤務先）

団体名　部署名　□公用 □私用

個人情報の取扱いについて　東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者　専務取締役
★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。
★本人の同意がある場合は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。
★本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用の停止・消去の求めに応じます。
★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口（TEL 026-224-5411、privacy@tokyo-horei.co.jp）まで連絡ください。
★お申込みには個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

東京法令出版公式Twitterアカウント
@tokyo_horei

この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先 東京法令出版 株式会社 受注センター
〒381-0022 長野市大豆島3111

FAX 0120-338-923
TEL 0120-338-272
（携帯電話からもお申込みできます。）

会社使用欄					
団体コード		□納品済 □請求済 □領収済	入力印		
得意先コード					
在庫	ラベル	〒		チェック	

改訂のポイント

《令和５年４月１日施行》

●特定自動運行に係る許可制度の創設に関する規定の整備

- ●遠隔操作型小型車（自動配送ロボット等）の交通方法等の規定の整備

●その他

- ●「移動用小型車」の定義
- ●自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務

《令和５年７月１日施行》

●特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定の整備

- ●「特定小型原動機付自転車」の定義
- ●「特定小型原動機付自転車」の16歳未満の者の運転禁止

これらの「道路交通法」「道路交通法施行令」「道路交通法施行規則」を完全補正!

読者の要望を踏まえ、新たに4件名を登載!

- ●道路運送法
- ●旅客自動車運送事業運輸規則
- ●自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
- ●道路交通に関する条約

交通執務に必要不可欠な法令及び図表・資料約134件を7つのパートに分類し登載!!

目次

第一編　道路交通

◆道路交通法事項索引◆

○道路交通法
○道路交通法施行令
○道路交通法施行規則
○盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則
○盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則附則第３項の規定に基づき告示
○確認事務の委託の手続等に関する規則
○道路交通法施行規則の規定に基づき、道路交通の管理に関する技術開発に寄与することを目的とする公益法人を指定する等の件
○故障車両の整備確認の手続等に関する命令
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令附則第２項の規定に基づき、型式認定番号に準ずるものとして国家公安委員会が定めるものを定める件
○特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示
○届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則
○届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第１条第２項第１号ロの規定に基づく自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するものを定める件の全部を改正する件
○応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則
○応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則の規定に基づき、日本赤十字社が定める資格のうち、応急救護処置に必要な知識の指導に必要な能力を有すると認められる者に対して与えられるものとして国家公安委員会が指定するものを定める件
○技能検定員審査等に関する規則
○技能検定員審査等に関する規則の規定に基づき、技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する教習であって国家公安委員会が指定するもの及び国家公安委員会が指定する審査細目を定める件
○道路交通法施行規則第33条第４項第１号ハの規定により内閣総理大臣が指定する模擬運転装置及び同号ニの規定により内閣総理大臣が指定する無線指導装置に関する件
○道路交通法施行規則の規定に基づき、運転シミュレーターに係る国家公安委員会が定める基準を定める件
○運転免許に係る講習等に関する規則
○運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号ニ及び第7条第2項第4号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件
○道路交通法施行規則第９条の10第６号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件
○大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則
○道路交通法の規定に基づき、自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であって国家公安委員会が指定するものを定める件
○外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則
○自動車等の運転に関する外国の行政庁の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する公益法人を指定する件
○自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人を指定する件
○指定講習機関に関する規則
○指定講習機関に関する規則第５条第５号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件
○国家公安委員会が指定する講習を定める件
○運転適性指導又は運転習熟指導についての技能及び知識の向上に資するものとして国家公安委員会が指定する講習を定める件
○交通事故調査分析センターに関する規則
○交通事故調査分析センターに関する規則第３条第２項前段の規定に基づき届出があった事故例調査に従事する職員の身分を示す証票の様式を告示
○原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則
○道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則
○地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則
○交通安全活動推進センターに関する規則
○運転免許取得者等教育の認定に関する規則
○運転免許取得者等教育の認定に関する規則第２条第１号イ(2)の規定に基づき、自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であって国家公安委員会が指定するものを定める件
○道路交通法第110条第１項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件
○工事又は作業を行なう場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令
○道路交通法施行規則第１条の２の規定により、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車のうち、道路交通法第２条第１項第10号の内閣府令で定める大きさが総排気量については0.050リットル、定格出力については0.60キロワットとされることとなる三輪以上のものを指定する件
○内閣総理大臣が指定するカタピラを有する自動車を定める件
○車体の構造上その運転に係る走行の特性が二輪の自動車の運転に係る走行の特性に類似するものとして内閣総理大臣が指定する三輪の自動車を定める件
○内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件
○運転免許取得者等検査の認定に関する規則
○重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準を定める件
○交通の方法に関する教則
○交通安全教育指針
○座席ベルトの装着義務の免除に係る業務を定める規則
○交通事件即決裁判手続法
○交通事件即決裁判手続規則
○交通安全対策特別交付金等に関する政令
○自動車安全運転センター法
○自動車安全運転センター法施行規則〔抄〕
○自動車の保管場所の確保等に関する法律
○自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令
○自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則
○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令
○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律
○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令
○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則
○指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則
○指定自動車教習所の指定に係る別段の申出に関する規則

第二編　交通安全対策

○交通安全対策基本法
○交通安全基本計画〔概要〕
○自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
○自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
○交通政策基本法

第三編　道路及び交通施設

○道路法
○道路法施行令
○道路法施行規則〔抄〕
○道路構造令
○道路構造令施行規則
○共同溝の整備等に関する特別措置法
○車両制限令
○車両の通行の許可の手続等を定める省令
○国土開発幹線自動車道建設法〔抄〕
○道路整備特別措置法〔抄〕
○道路整備特別措置法施行規則〔抄〕
○高速自動車国道法
○高速自動車国道法施行令
○高速自動車国道の路線を指定する政令
○一般国道の路線を指定する政令
○幹線道路の沿道の整備に関する法律〔抄〕
○幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令〔抄〕
○幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則〔抄〕
○自転車道の整備等に関する法律
○駐車場法〔抄〕
○駐車場法施行令〔抄〕
○自動車ターミナル法〔抄〕
○自動車ターミナル法施行規則〔抄〕
○自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令
○特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令

第四編　道路運送車両

○道路運送車両法
○道路運送車両法施行令
○道路運送車両法施行規則
○自動車登録令〔抄〕
○自動車登録規則〔抄〕
○自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令
○道路運送車両の保安基準
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示〔抄〕
○道路運送車両の保安基準第31条第14項、第15項、第23項及び第24項に基づき、自動車から排出される排出物の基準等に関する事項を定める告示
○道路運送車両の保安基準第55条第１項、第56条第１項及び第57条第１項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示
○道路運送車両の保安基準第２章及び第３章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示
○自衛隊法〔抄〕
○自動車点検基準
○自動車型式指定規則〔抄〕
○指定自動車整備事業規則〔抄〕
○自動車事故報告規則〔抄〕
○道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律

第五編　自動車損害賠償保障

○自動車損害賠償保障法〔抄〕
○自動車損害賠償保障法施行令〔抄〕
○自動車損害賠償保障法施行規則〔抄〕
○独立行政法人自動車事故対策機構法〔抄〕

第六編　関係法令

○道路運送法
○旅客自動車運送事業運輸規則
○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律
○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令
○道路交通に関する条約

第七編　参考資料

○反則手続と刑事手続
○交通反則通告手続
○指示・使用制限のフロー
○放置駐車違反の責任追及の流れ
○交通切符等の適用の対象となる車両等の種類
○保安基準適用時期一覧
○反則金一覧表
○交通違反等の点数一覧表
○交通事故の場合の付加点数
○処分基準点数
○制動距離と摩擦係数から速度を推定する方法
○車両の外観図
○乗用自動車の構造図
○人体外部の名称